

令和4年度事業計画書
(自 令和4年6月1日～至 令和5年5月31日)

I. ダストコントロールシステム及び清掃科学全般に関する調査研究及び知識の普及事業（定款第4条1号）

1. 「科学的清掃知識の普及」のための諸問題をテーマとし、特に、レンタル用ダストコントロールマット等ダストコントロール商品の消費者に対する普及活動並びに産業廃棄物のリサイクル等の問題について、関係機関と連携を図りつつ調査研究を推進する。

II. ダストコントロール事業における洗浄・加工技術及び品質・サービス改善に関する調査研究及び普及指導事業（定款第4条2号）

1. 厚生労働省の認定を得たダストコントロール製品の洗浄加工工場に関する衛生管理要項、ロールタオルの衛生基準に関する自主基準、レンタル用ダストコントロールマットの取扱に関する自主基準等、協会の自主管理運営、特にコンプライアンス(法令遵守)について引続き徹底を図る。
2. ダストコントロール製品性能評価認定事業実施要綱に基づきマットに関する性能評価事業を実施する。
3. 協会機関紙DCジャーナルにダスコンアカデミーとして、技術委員会監修のダストコントロール関係研究事項等を掲載し、会員の事業従事者に知識、情報を伝達し、資質の向上を図る。
4. 当協会の技術委員会を定例会議として開催し、専門的な見地からのダストコントロール事業に対する調査研究を引続き行う。
5. 当協会の総務委員会を定例会議として開催する。
また、委員会メンバーが担当役員に同行して、地域ブロック会役員会等に参加し、支部活動等について協議を行う。

III. ダストコントロール事業における衛生・公害の諸問題に関する調査研究及び防止技術の普及指導事業（定款第4条3号）

1. 厚生労働省及び環境省との連携を密にし、厚生労働行政、環境行政等の情報収集に努め、業界活動の一助とする。

IV. ダストコントロール事業の運営の合理化に関する方策の研究及び推進事業
(定款第4条4号)

1. 当協会において、業界の更なる発展を目指して公益事業の実施や地域活動の活性化及び会員間の情報交換等を図る。
2. 各地域支部の活性化を図るため、各地域ブロック会及び都道府県支部会（以下「県支部会」という。）において次の活動を行う。
 - (1) 各地域支部の円滑なる運営を図るため、地域ブロック会総会を年1回（6月）、県支部会全体会議を年1回（6月）開催する。
 - (2) 事業の適正な運用を行うため、地域ブロック会役員会を定例的に年3回（6月、11月、2月）、県支部会役員会を年2回（5月、1月）開催する。
 - (3) 原則として、各県支部会単位ごとに協同して次の活動を行う。
 - ① 地域における社会貢献及び会員の協調性を図るため、ゴミゼロの日（5月30日）の事業や秋のクリーンアップ事業等の奉仕活動を行う。
 - ② 会員の資質や環境意識の向上及び違法駐車取締り強化の対策を図るため、交通安全講習会、講演会等を開催する。
また、それぞれの地域の実態を把握し、最寄りの警察署に積極的に陳情を行う。更に、環境（Eco）に関する講習会を実施する場合、本部は、講師の派遣斡旋や費用の一部の助成を行う。
 - ③ 各地域ブロック会又は県支部会単位で会員相互の連携と交流の促進を図り、併せて各種団体に対する寄付等の実践活動を行う。
 - ④ 各地域、地方自治体等が行う公益活動等に積極的に参加し、業界活動の理解を得るよう努める。
3. ダストコントロール業務に従事する者の資質の向上及び人材育成を行うため、講習会事業を実施する。
4. 地域ブロック会に対して費用の一部を協会本部より助成する。
5. ダストコントロール製品について、国民の理解を得るため、性能評価事業の実施や環境にやさしいエコマーク商品の普及に努めるとともに、第一線で営業活動を行う従事者を通じて積極的に消費者の理解を得るよう努める。

6. 各地域支部の組織の充実強化等協会発展のため著しく貢献のあった者、または、ダストコントロール業界の発展のため著しく貢献のあった者に対し表彰を行う。
7. 交通安全思想の普及の一環として、無事故・無違反者に対する表彰を行う。
8. 地域によっては大きな問題となっている違法駐車取締に対する対応策について関係機関と連絡を密にして対応を図る。
9. 本部及び各地域支部における会員管理の充実を図る。

V. ダストコントロール製品の使用その他の需要に関する調査研究事業(定款第4条5号)

1. 定例のダストコントロール市場の調査を継続する。なお、その結果は、集計、分析し、機関紙DCジャーナル(5月号)及びホームページに発表する。

実施予定 令和5年2月

調査対象期間 令和4年1月～令和4年12月

VI. 広報事業

1. ダストコントロール協会の事業活動を広くPRするため、協会パンフレット、ホームページの活用や本部からの通知による情報提供を行うなど広報活動の充実強化を図る。
2. 会員・賛助会員等及び関係諸機関への広報活動として、年4回(8月、11月、1月、5月)機関紙「DCジャーナル」を発行する。
なお、DCジャーナルに「会員便り」のコーナーを設け広く投稿を呼びかける。
3. 令和4年5月30日(火)(ゴミゼロの日)に例年通り、全国規模での清掃事業活動を各地域において実施貢献し、併せて広報活動を行う。

VII. SDGsへの取り組み

1. 当協会の目的である「ダストコントロール事業の適正な運営と発展を図り、もって国民の文化的で衛生的な環境づくりに寄与する」ための事業の一環として、当協会のSDGsへの取り組みを検討する。

VIII. 新型コロナウイルス感染症への対策

1. 作成したダストコントロール業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿った事業、及びその他必要な事業を行う。

IX. 通常総会、理事会の開催

1. 通常総会は、令和4年7月12日(火)、ホテルメルパルク大阪において開催する。
2. 第1回理事会は、令和4年7月、大阪において開催する。
第2回理事会は、令和4年10月、東京において開催する。
第3回理事会は、令和5年1月、東京において開催する。
第4回理事会は、令和5年5月、オンラインにて開催する。
3. 全国地域ブロック会長等会議
全国地域ブロック会長等会議を通常総会と併せて開催する。